

平成二十二年度税制改正 について

税理士法人町山合同会社
(商工研相談業務委嘱先)
税理士

中澤修司

Q 来年度の税制改正はどのような内容になるのですか。

A

民主党政権下での初めての税制改正大綱が平成二十一年十二月二十二日に発表されました。

その第一段階として二十二年度の税制改正で実現されるとみられる改正点は主に次の通りです。

1. 法人税関係

今回の改正は、主にグループ法人税制の創設と一人オーナー会社課税の廃止が大きな改正点となります。

①グループ法人税制

これは完全な資本関係のもとにあるグループ法人をあたかも一つの法人のように取り扱う税制で、既に実施されている連結納税制度を含んだ大枠での制度の整備となります。まず、資本

金等が五億円以上の法人の100%

の子会社は、中小企業特例措置(法人税の軽減税率、留保金課税の不适用、交際費の損金不算入等)が適用されなくなりま

す。また、100%グループ内の内国法人間において、
(a) 受取配当については、全額益金不算入とし、負債利子控除を適用しない

(b) 固定資産等の一定の資産を移転したことにより生ずる譲渡

損益について課税を繰り延べる

(c) 寄付金について、支出法人において全額損金不算入とする

とともに受領法人は益金不算入とする

(d) 非適格株式交換等が行われた場合、完全子会社等の有する

資産を時価評価制度の対象から除外する

(e) 現物配当を行った場合、譲渡損益の計上を繰り延べる。こ

の際、源泉徴収は行わない

このほか100%グループ子法人の株式を親法人に譲渡する等の場合、譲渡損益を計上しな

いなどが具体的な内容です。その他、連結納税制度の見直しやみなし配当の際の譲渡損益、清算所得課税など資本取引に関しても改正がなされます。

②特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入

制度の廃止

特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度が、平成二十二年四月一日以後終了する事業年度から廃止さ

れます。この制度は、個人事業主と法人役員との課税の不平等

を是正するものとして十八年度税制改正で創設されたものです

が、「二重控除」問題を解消する手段としては疑問がありました

た。そのため、今回の改正では

この制度を廃止し、二十三年度税制改正において抜本的な措置を講じることとなりました。

③その他、適用期限の延長など

三十万円未満の少額減価償却資産の損金算入、交際費の損金不算入制度と中小企業の損金算入の特例、中小企業者が機械等

を取得した場合の特別償却、試験研究費に係る税額控除制度

——等の租税特別措置は、それぞれ適用期限が二年延長されることになりました。一方、情報

基盤強化税制、資源再生化設備等の特別償却制度等に関しては、二十二年三月三十一日の適用期

限で廃止となりました。

2. 所得税関係

子ども手当の創設と高等学校の実質無償化に伴い、扶養控除の見直しが行われます。

①扶養控除の一部廃止・減額

平成二十三年度分より、十五歳までの扶養控除が所得税、住民税ともに廃止されます。また十六〜二十二歳までの特定扶養親族に対する控除額の上乗せ部分は廃止され、一般扶養部分のみとされます。二十三歳以上の

扶養控除の改正

年齢	改正前	改正後
0～15歳	380,000円 (330,000円)	— —
16～22歳	630,000円 (450,000円)	380,000円 (330,000円)
23～69歳	380,000円 (330,000円)	380,000円 (330,000円)

※カッコ内は地方税の所得控除額

扶養親族については現行通りの控除額となります(表)。この改正は、所得税では二十三年、地方税では二十四年より実施されます。

②少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置の創設

現行の、上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等に係る七%(地方税も含めると一〇%)の軽減税率は、平成二十三年十二月三十一日までの適用期限となり、二十四年一月一日以降は本則課税の一五%(地方税も含めると二〇%)が適用されることとなります。これに伴い、二十四年一月一日から三年間、

各年において一人一口座の非課税口座を開設することができるようになります。

この口座内で投資することができる上場株式等は取得価額百万円が上限とされ、十年間にわたって非課税口座内で行われた上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等については所得税、住民税ともに非課税となります。この非課税口座を開設する場合には、開設しようとする年の前年十月一日から翌年九月三十日までの間に、税務署長に対し開設確認書の交付申請をすることになります。

③その他の改正点

(a) 生命保険料控除額の改正
現行では上限十萬円の生命保険料(一般生命保険料五萬円、個人年金保険料五萬円)の所得控除ついて、介護または医療を内容とする主契約または特約について別枠で適用限度額四萬円の介護医療保険料控除が創設され、合計適用限度額が十二萬円(一般生命保険料四萬円、個人年金保険料四萬円、介護医療保険料四萬円)となりました。この規定は平成二十四年分以後の

所得税に適用されます。

(b) 寄付金控除の改正
平成二十二年分より、適用下限額が五千円から二千円に引き下げられました。

3. 相続・贈与税関係

①住宅取得資金の贈与の特例の拡充

現行の住宅取得資金の贈与非課税枠、五百萬円が、平成二十二年中の贈与に関しては一千五百萬円に、二十三年中は一千萬円に拡充されます。ただし受贈者の合計所得が二千萬円以下であることが条件になります。

②小規模宅地特例の見直し(平成二十二年四月一日以後の相続等より)
相続人等が相続税の申告期限までに事業または居住を継続しない宅地等は、現行二〇〇㎡まで五〇%減額の対象となつていますが、これが除外されます。また一の宅地について共同相続があつた場合には取得した者ごとに適用要件を判定すること、さらに一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当す

る部分とそれ以外の部分がある場合には、それぞれ按分して軽減割合を計算することなど、総じて適用が厳格化されます。

③定期金評価の適正化

一時払いの個人年金保険に係る受給権など、定期金に関する権利の評価方法が見直され、これまでの一定の計算式による評価から原則的に解約返戻金相当額等とされました。この評価方法は平成二十二年四月一日～二十三年三月三十一日の契約でかつ贈与等で取得のもの、または二十三年四月一日以後の贈与等による取得から適用されます。

4. 消費税

消費税に関しては、固定資産等を取扱った場合の取り扱いについて改正がなされます。その内容は仕入税額の調整措置の適正化というべきもので、これにより、いわゆる自動販売機等を使った、賃貸マンションの取得に係る消費税の還付スキームが大幅に制限を受けることとなります。この改正は平成二十二年四月一日以降から適用される予定です。